

## 朝日村内通学路安全対策箇所一覧表

R5.10.12

番号	路線名	通学路の状況・危険等の内容	状況、対応策(案)	事業主体
①	村道 針尾幹2号線 (歩道の設置、歩道内の石碑)	石碑等:土地改良事業竣工記念碑 中学生下校時に休憩などで接近のおそれあり <b>歩道の設置(役場～小学校)。西洗馬幹1号線との交差点:西幹1側の歩行者から左右の確認がしにくい。</b>	石碑、今のところ問題なし。継続監視。歩道の設置計画検討 学校指導(注意喚起) <b>歩道の設置計画の確認・歩行者用カーブミラーの設置必要</b>	村(管理者) 中学校 村
②	県道 新田・松本線 (下古見地区集落内)	石碑等:一新学校跡(石柱)、道祖神 <b>小学生登下校時に接近のおそれあり</b>	石仏の固定を地区へ依頼:固定終了 <b>学校指導</b>	村 学校
③	県道 新田・松本線 (東京堂クレアから古見集落センターの間)	車がスピードを出してくるため、通学する生徒が危険。 倒木、枯れ枝の落下のおそれ <b>芦の久保交差点:街路灯の老朽化、水路への転落 ゴミステーション利用者(車)との接触等のおそれ</b>	ドライバーへの注意喚起(スピード減速啓発看板)継続 <b>街路灯更新。ガードレール設置完了。</b> <b>樹木(ケヤキ)の伐採、バトロール(週1回)による落下物の確認、除去</b>	村・安協 県・村 県・村・警察
④	県道 新田・松本線 (旧武田商店から古川寺入り口の間)	道幅が狭く、歩道がないため、通学時間帯に車両等も通行する中、通学する児童・生徒が危険。 庭木の繁茂による通行に支障をきたしている。 <b>県道バイパス計画(設計、境界立ち合い完了。今年度から用地取得)</b>	ドライバーへの注意喚起(歩行者・自転車注意・スピード減速) 学校指導(白線内を一列通行) <b>支障木継続監視。バイパス建設の促進。</b>	村・安協 小・中学校 安協・県・村
⑤	県道 新田・松本線 (上古見地区集落内)	<b>幅員が狭く、カーブになっており、小学生登下校時に接近のおそれあり</b>	<b>新規点検箇所</b> <b>ラインの引き直し、カーブミラーの整備、注意喚起看板</b>	県、安協
⑥	県道 新田・松本線 (信号機(新田)から中央公民館の間(学校坂))	・見通しが悪く、車のスピードも出やすい。歩道が無く、白線部分の狭い道を通学する児童・生徒が危険。 ・土砂災害のおそれ。 ・通学路の変更。・防犯面で安全対策。 ・倒木、枯れ枝の落下のおそれ。	ドライバーへの注意喚起(歩行者・自転車注意・スピード減速) 学校登下校指導(白線内を一列通行、防犯ブザーの使用)・通学路の変更済 <b>パトロール(週1回)による落下物の確認、除去。倒木等継続監視。</b>	村、安協 小・中学校 県・村・警察
⑦	古見57号線・新田バイパス 信号機(朝日橋北)から古見57号線	・バイパスの農業系の大型車両の往来と、村道交差点部の児童横断時の車への巻き込みのおそれ ・R4通学路として使用開始後の状況・歩道の除雪 ・グラウンド上交差点の飛び出しの危険性	ドライバーへの注意喚起(ミラー、減速看板)、道路照明灯の設置:11基設置済 村道側への横断歩道の設置要望、巻き込み防止柱設置の検討 <b>通学路として使用している旨を要望(児童等の使用人数確認…R4:74名)</b> 学校指導(小学校 登下校指導)	村、県 村・県・警察 学校
⑧	西洗馬87号線 旧県道御馬越塩尻T線 県道土合松本線	・通学路の変更(西洗馬87号線) 県道へ出てからの児童の左右の通行の判断と横断歩道の設置が必要。 「止まれ」の表示が必要。 ・ <b>県道土合松本線の歩道整備</b>	左右の通行の判断と横断歩道の設置(安全な場所を通ることが前提) <b>グリーンベルトの塗り直し</b> <b>県道への歩道設置検討中。学校に向かって左側に設置を検討。(R8予定)</b> 一部ラバーポール、グレーチング等設置済み。 学校指導	村、警察 村、安協、学校 安協・警察 県 小・中学校
⑨	青色灯車両でのパトロール(随時)			村